

公 売 財 産 概 要 書

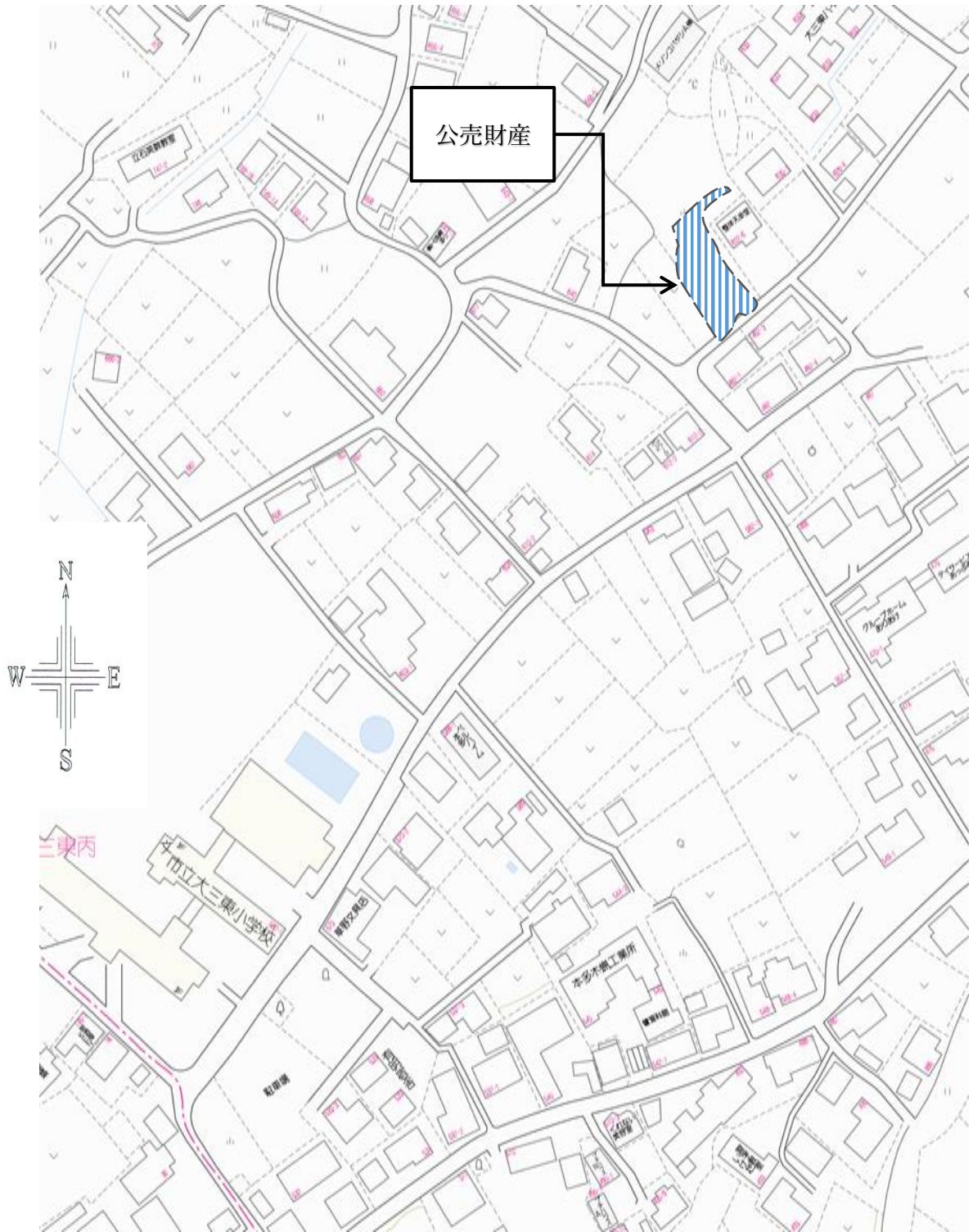
売却 区分 番号	第 4 号			
公 売 財 産 の 表 示	(土地)			
	所在	長崎県島原市有明町大三東丙字上尾首		
	地番	6 2 2 番 1	6 2 2 番 4	6 2 4 番 1
	地目 (公簿上)	田	田	畑
	公簿上地籍(m ²)	4 1 7	1 6	1 8
見積 価額	1, 5 0 0, 0 0 0 円			
公売 保証金	1 5 0, 0 0 0 円			
公 売 条 件 等	<p>1 この公売財産は農地になります。</p> <p>2 隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。長崎県は関与しません。</p> <p>3 公売は、現況有姿に基づいて行います。長崎県は契約不適合責任を負いません。</p> <p>4 この公売財産は令和 5 年 5 月 1 0 日現在耕作されておらず、ほぼ全面が雑草に覆われています。</p> <p>5 この公売財産は南東側で公道 (幅員約 6 m・舗装) に接しています。</p> <p>6 都市計画法に基づく都市計画区域の定めのない区域です。</p>			

	<p>7 農業振興地域整備法に基づく農用地区域以外の地域です。</p> <p>8 KSI 官公庁オークションサイトにて、公売参加申込期間中（令和6年4月16日（火）午後1時から令和6年5月7日（火）午後11時まで）に、参加申込みの手続が必要です。</p> <p>9 公売保証金の納付については、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカードによる納付（一部のカードを除く。）又は銀行振込とします。</p> <p>10 公売保証金を銀行で振り込む場合は、令和6年5月10日（金）までに納付をお願いします。</p> <p>11 農地法に基づき島原市農業委員会に対し事前に買受適格証明書の交付申請を行い、令和6年5月10日（金）までに長崎県債権管理室に提出してください。買受適格証明書の提出がないときは、公売に参加することができません。</p> <p>12 暴力団員等に該当しない旨の陳述書を長崎県庁ホームページからダウンロードをし、長崎県債権管理室へ令和6年5月10日（金）までに提出してください。</p> <p>13 消費税及び地方消費税の取扱いについて、本件土地は非課税財産です。</p> <p>14 買受代金を全額納付し、かつ島原市農業委員会の許可又は届出の受理があるまで、権利移転の効力は生じません。</p> <p>15 公売財産について、公売を中止する場合がありますので、随時、K S I官公庁オークションサイトで確認してください。</p>
--	---

売却区分番号

第4号

所在図



売却区分番号

第4号

現況写真①（上）、②（下）



売却区分番号

第4号

現況写真③（上）、④（下）

